

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育園・幼稚園等関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、保育園・幼稚園関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛知県あま市長

## 公表日

令和5年7月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育園・幼稚園等関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、その他保育の実施に関する法律及び条例、子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、その他子ども子育て支援の実施に関する法律及び条例に基づき、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所等訪問支援対象施設、病児・病後児保育事業施設等(以下「児童福祉施設等」という。)の入所・利用、利用者負担額、及び子どものための教育・保育給付等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用徴収、又は給付している。</p> <p>児童福祉法、その他保育の実施に関する法律及び条例、子ども・子育て支援法、その他子ども子育て支援の実施に関する法律及び条例、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)児童福祉施設等の利用・認定審査及び、利用・入所要件の確認等に関する事務 (2)児童福祉施設等の利用・保育料決定に関する事務 (3)口座振替等による利用・保育料の徴収、滞納管理に関する事務 (4)子どものための教育・保育給付・子育てのための施設等利用給付等の給付に関する事務 ・電子申請・届出システムでも届出書等を受領する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請・届出システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、子ども・子育て支援情報ファイル、統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番8、項番94
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】項番13、項番16、項番116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども健康部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 子ども健康部保育課 電話052-485-5988
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 子ども健康部保育課 電話052-485-5988

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IV リスク対策		様式変更による追加	事後	
令和2年4月29日	見直しを実施(変更箇所なし)				
令和3年6月3日	見直しを実施(変更箇所なし)				
令和4年6月2日	見直しを実施(変更箇所なし)				
令和5年6月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童福祉(給付費、保育の実施等)に関する事務	保育園・幼稚園等関係事務	事後	
令和5年6月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 (2)申込等に係る書類審査及び入所選考 (3)入所決定及び保育料決定 (4)保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 (5)口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 (6)保育・待機児童の管理 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、その他保育の実施に関する法律及び条例、子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第69号)、その他子ども子育て支援の実施に関する法律及び条例に基づき、保育所、幼稚園等認定こども園、保育所等訪問支援対象施設、病児・病後児保育事業施設等(以下「児童福祉施設等」という。)の入所・利用、利用者負担額、及び子どものための教育・保育給付等に関して、必要な範囲で個人情報収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用徴収、又は給付している。 児童福祉法、その他保育の実施に関する法律及び条例、子ども・子育て支援法、その他子ども子育て支援の実施に関する法律及び条例、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)児童福祉施設等の利用・認定審査及び、利用・入所要件の確認等に関する事務 (2)児童福祉施設等の利用・保育料決定に関する事務 (3)口座振替等による利用・保育料の徴収、滞納管理に関する事務 (4)子どものための教育・保育給付・子育てのための施設等利用給付等の給付に関する事務・電子申請・届出システムでも届出書等を受領する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	
令和5年6月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請・届出システム	事後	
令和5年6月23日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童台帳情報ファイル、統合宛名情報ファイル	児童台帳情報ファイル、子ども・子育て支援情報ファイル、統合宛名情報ファイル	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番8	番号法第9条第1項、別表第一項番8、項番94	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】なし【情報照会】項番9、10、11、12、15	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】なし【情報照会】項番13、項番16、項番116	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	子ども健康部 保育課	事後	
令和5年6月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	保育課長	事後	
令和5年6月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	愛知県あま市基目寺二伴田76 あま市役所基目寺庁舎 福祉部子育て支援課 電話052-444-3173	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 子ども健康部保育課 電話052-485-5988	事後	
令和5年6月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	愛知県あま市基目寺二伴田76 あま市役所基目寺庁舎 福祉部子育て支援課 電話052-444-3173	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 子ども健康部保育課 電話052-485-5988	事後	
令和5年6月23日	II しい崖判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和3年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	